

公立大学法人神戸市看護大学職員の給与に関する規程及び公立大学法人神戸看護大学職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程の一部を改正する規程をここに交付する。

2022年 3 月31日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第28号

公立大学法人神戸市看護大学職員の給与に関する規程及び公立大学法人神戸市看護大学職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程の一部を改正する規程（職員の給与に関する規程の一部改正）

第 1 条 公立大学法人神戸市看護大学職員の給与に関する規程（2019年 4 月規程第71号）の一部を改正する規程

(改正前)	(改正後)																																
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第17条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、採用の日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、第 1 号に掲げる職に係るものにあつては35年以内、第 2 号に掲げる職に係るものにあつては21年以内の期間、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員又はこれに準ずる者であつて細則で定めるものの職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で細則で定めるもの 月額</p> <p style="text-align: center;"><u>160,400円</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2, 3 略</p> <p>別表第 2 一般職給料表（第 3 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td> </tr> </table> <p>備考 この表は、他の給料表の適用を</p>	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	<p style="text-align: center;"><u>251,200円</u></p> <table border="1" style="width: 100%; height: 40px;"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">備考</p>																
略	略	略	略	略	略	略	略																										
略	略	略	略	略	略	略	略																										

受けない全ての職員に適用する。

別表第3 医療職給料表（第3条関係）

ア 略

イ 医療職給料表(2)

略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略

備考 この表は、教育職給料表の適用を受けない保健師、助産師、看護師及び准看護師に適用する。

1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員の給料月額は、この表の額に1,000円をそれぞれ加算した額とする。

備考

1 この表は、教育職給料表の適用を受けない保健師、助産師、看護師及び准看護師に適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員の給料月額は、この表の額に1,000円をそれぞれ加算した額とする。

（職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程の一部改正）

第2条 公立大学法人神戸市看護大学職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程（2021年3月規程第38号）の一部を改正する規程

(改正前)	(改正後)
附 則 (_____退職手当に関する経過措置) 第6条 施行日の前日において給料表の適用を受けていた職員が退職し、又は死亡し、退職手当（公立大学法人神戸市看護大学職員の退職手当に関する規	<u>号給の切替えに伴う</u>

程（2019年4月規程第77号。以下「退職手当規程」という。）の規定により支給される退職手当をいう。以下同じ。）の支給を受けることとなる場合において、退職又は死亡の日の給料月額が、その者が施行日の前日に受けていた給料月額に満たないときは、施行日の前日に受けていた給料月額をもって、退職手当規程第6条に規定する給料月額とする。

の給料月額と附則第4条の規定により支給する給料の額との合計額
給料月額と附則第4条の規定により支給する給料の額との合計額

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。